

序 章 都市計画マスタープランの策定方針

序－ 1 市町村都市計画マスタープランについて

(1) 市町村都市計画マスタープランとは

市町村都市計画マスタープランは、平成4年(1992年)の都市計画法改正により創設された制度であり、都市計画法第18条の2に示されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであります。

策定主体となるのは市町村であり、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とした、市町村の都市計画に関するもっとも基本的な計画となるものです。

(2) 制度の位置づけ

市町村都市計画マスタープランは、市町村の建設に関する基本構想(地方自治法に基づく市町村の基本構想、国土利用計画法に基づく市町村計画)と都市計画区域マスタープラン(都道府県策定)に即しながら、市町村が決定する都市計画などの基本的な方針を定めるものです。

(3) 市町村都市計画マスタープランの役割

○都市の将来像の明示

都市全体・地域別の将来像を示し、行政、住民などの多様な主体が共有するまちづくりの目標を設定します。

○市町村が定める都市計画の方針

将来像を実現する手段の一つとして市町村が決定する都市計画について、その決定及び変更の方針を示します。

○都市計画の整合性・一体性の確保

個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体としての総合的かつ一体的な都市づくりを進めるための指標となります。

○住民の理解・明確な都市計画への合意形成

住民を含めた多様な主体の、都市の課題や方向性についての合意形成を促すことにより、明確な都市計画の策定・実現を円滑に進めることが可能となります。

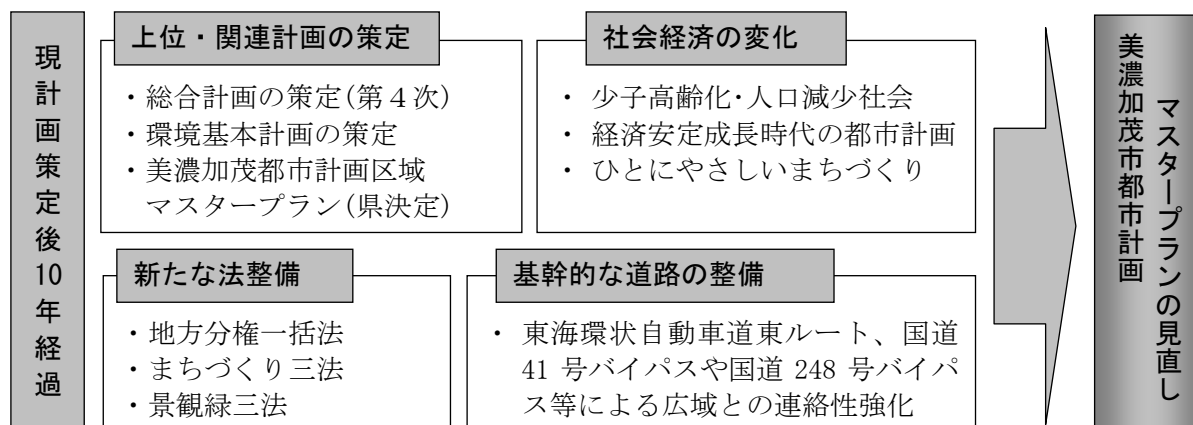
序ー 2 美濃加茂市都市計画マスタープランについて

(1) 策定（見直し）の目的

美濃加茂市においては、平成 8 年に「美濃加茂市都市計画マスタープラン」を策定し、概ね 10 年の期間が経過しました。

その間、第 4 次総合計画等の上位・関連計画が策定されるとともに、まちづくり三法等の新たな法整備や少子高齢化等の社会情勢の変化、また東海環状自動車道や国道 41 号・248 号バイパス等の基幹的な道路の整備が進むなど、都市計画マスタープランに係る情勢は大きく変化してきました。

都市計画マスタープランでは、このような重要な局面を的確にとらえつつ、都市計画の基本的な方針を、目先にとらわれないよう、長期的・広域的・総合的な観点から検討・構築することを目的とします。



■都市計画マスタープラン策定（見直し）の背景

(2) 検討にあたっての視点

○ひとにやさしいまちづくり

住みやすいまち、住んでみたいまちといわれるような「ひとにやさしいまちづくり」

○広域連携

周辺地域との連携や東海環状自動車道を活用した新たな交流・連携を視野に入れた都市づくり

○環境との共生、景観との調和

緑農環境との共生や景観の保全と創出

○住民参加型まちづくり

情報提供や意見交換の場づくり、意見に対する対応方針の伝達

(3) 美濃加茂市都市計画マスタープランの基本構成

○計画対象範囲

- ・ 美濃加茂市全域（都市計画区域）を対象とします。

○目標年次

- ・ 概ね 20 年後の都市のあるべき姿をえがくことを目標とし、平成 37 年（2025 年）を目標年次とします。（基準年次：平成 17 年（2005 年））
- ・ なお、用途地域の規模や都市施設等の具体的な整備方針については、概ね 10 年後の平成 27 年（2015 年）を目標年次とします。

○計画の基本的構成

- ・ 市全域を対象とした「全体構想」と市を 9 つの小学校に区分した「地域別構想」から構成します。



■計画対象範囲（地域区分）